

社会保険 やまがた

Social insurance yamagata

7-8

2021年7-8月号
No.614

「算定基礎届」の提出はお済みですか
健康保険の手続きのポイント



すいか

生産量は山形県が全国第3位。すいか売りの声も、夏の風物詩となっています。

C O N T E N T S

日本年金機構

2-3ページ

- 「算定基礎届」の提出は、お済みですか?
- 年金委員をご推薦ください!
- お役に立ちます!ワンポイント 相談室③

全国健康保険協会 山形支部

協会けんぽ

4-5ページ

- 実務に役立つ!健康保険の手続きのポイント
- マイナンバーカードの保険証利用について
- おしえて!やまがたさん!〜「特定保健指導」について〜

社会保険協会

6-7ページ

- 人間ドック等の受診費用として2,000円を助成します
- 【会員事業所さま限定】「年金説明会」のご案内
- 一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況
- 社会保険協会 支部からのお知らせ



「算定基礎届」の提出は、お済みですか？ 未提出の事業所さまは、早めにご提出を

毎年1回、7月1日における全ての被保険者の標準報酬月額を決定するために、「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」(以下「算定基礎届」)の提出が必要です。

今年度は令和3年6月中旬から、事業主へ送付されています。この届書により、被保険者が事業主から受ける報酬の変動に対応するため、毎年7月に見直しが行われます。7月1日現在で使用している全ての被保険者及び70歳以上の被用者に4～6月に支払った賃金を、事業主から届出いただき、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。新たに決定された標準報酬月額は、原則1年間(今年度9月から翌年度8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や、受け取る年金額、健康保険の給付額等の計算の基礎となります。

記入にあたっては、「算定基礎届」に同封の「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出をお願いします。なお、「算定基礎届総括表」は令和3年度より廃止となったため、提出は不要です。

「算定基礎届」の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。

ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方の提出は不要です。

- ①6月1日以降に資格取得した方
- ②6月30日以前に退職した方
- ③7月改定の「月額変更届」を提出する方
- ④8月又は9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方



提出先

算定基礎届送付時に同封している返信用封筒により、「**仙台広域事務センター**」へ郵送

～届書記入等の主なポイント～

- ①支払基礎日数が4・5・6月の3か月全て17日以上か。支払基礎日数17日未満の月がある場合、17日以上の月を対象として算出する。
- ②特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上か。支払基礎日数11日未満の月がある場合、11日以上の月を対象として算出する。
- ③短時間就労者(パートタイマー)の支払基礎日数が4・5・6月の3か月全て17日以上か。全て支払基礎日数が、17日未満の場合だが15日以上の月がある場合15日以上の月のみ対象としているか。
- ④給与の支払対象となる期間の途中から入社により1か月分の給与が支給されない場合は、その月を除く。
- ⑤前年7月から本年6月までに、賞与が4回以上支払われた場合、支払われた賞与の合計を12か月で割った額を4・5・6月の報酬に加算して算出する。
- ⑥4・5・6月のいずれも支払基礎日数が17日未満、又は、病気等による欠勤や育児休業・介護休暇等により、4・5・6月のいずれも給与が支給されてないときは、従前の標準報酬月額で算出する。
- ⑦3月前にさかのぼった昇給の差額分又は3月以前の給与を4・5・6月のいずれかの月に受けた場合、3月以前の昇給差額分(又は遅滞分)を除いた報酬月額の総計から算出する。

年金委員をご推薦ください！

年金委員は、国民の皆様にも公的年金制度への理解と信頼を深めていただくことを目的として設立され、国および日本年金機構（年金事務所）の事業に協力し、年金受給者および被保険者に対して**周知・啓発や相談・助言等の活動**を行っています。

日本年金機構では、年金委員となった方に情報提供や研修や表彰等を行い、支援しています。年金委員を設置されていない事業所等がありましたら、ご推薦ください。年金委員推薦書は、管轄の年金事務所で受け付けています。



お役に立ちます！ ワンポイント相談室③ 予約相談について

Q 予約相談について教えてください。

A 日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターおよび街角の年金相談センター（オフィス）で年金相談の予約を実施しています。年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。予約相談の受付は、「予約受付専用電話」(0570-05-4890)で行っています。

予約不要な相談・手続き

【国民年金に関する手続き（個人事業主や学生の方）】

- 加入に関する手続き
- 免除・猶予に関する手続き
- 追納に関する手続き

【厚生年金保険に関する手続き（事業主の方や社会保険事務担当の方）】

- 事業所に関する手続き
- 従業員やその家族に関する手続き（就職・退職・各種変更）
- 保険料に関する手続き

予約相談を行っている相談・手続き

※請求書や届書のご提出は郵送でもできます。

【各種年金請求（一時金を含む）の手続き】

- 老齢年金の請求手続き
- 障害年金の請求手続き
- 遺族年金の請求手続き
- 未支給年金の請求手続き
- 年金分割の手続き
- 脱退一時金や死亡一時金の請求手続き

インターネットからの予約（老齢年金の請求手続き）

老齢年金の請求手続き（緑色の封筒が届いた方）はインターネットからも来訪の予約ができます。

受付時間（全日）8時00分～23時30分

※本サービスは当面の間、老齢年金の請求手続き（緑色の封筒が届いた方）を対象として、**試行的に実施しています。**



お問い合わせ

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <https://www.nenkin.go.jp/>



保存版

実務に役立つ！健康保険の手続きのポイント ～主な添付書類をご紹介！～

「この申請書にはどんな添付書類が必要なのかな…？」健康保険の手続きをする上で、こんなお悩みはありませんか？

今回は、**事業所（お勤め先）を経由して提出が必要**な「傷病手当金支給申請書」、「出産手当金支給申請書」、「埋葬料（費）支給申請書」の主な添付書類をご説明いたします。

また、従業員の方が申請される際は、ぜひ下表を参考にアドバイスくださいますようお願いいたします。

要件	添付書類	記入用紙の有無（※）
傷病手当金支給申請書 ～病気やけがで休んだとき～		
下記に当てはまる場合は添付書類が必要です。		
① 支給開始日以前の12か月以内にお勤め先が変わったとき	以前の事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間がわかる書類	○
② 障害厚生年金の給付を受けているとき	年金証書または年金額改定通知書のコピー	
③ 退職後の期間を申請する場合で、老齢退職年金を受けているとき	年金証書または年金額改定通知書のコピー	
④ 労災保険から休業補償給付を受けている場合	休業給付決定通知書のコピー	
⑤ ケガの場合	負傷原因届	○
⑥ 第三者による傷病（交通事故等）の場合	第三者行為による傷病届	○

出産手当金支給申請書 ～出産のとき～		
下記に当てはまる場合は添付書類が必要です。		
① 支給開始日以前の12か月以内に、お勤め先が変わったとき	以前の事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間がわかる書類	○



傷病手当金・出産手当金の申請書に出勤簿・賃金台帳の写しは不要です。

埋葬料（費）支給申請書 ～被保険者や被扶養者が亡くなったとき～		
必ず添付書類が必要です。		
①	- 被保険者が亡くなられた場合で、被扶養者が申請する場合 - 被扶養者が亡くなられた場合	- 事業主による死亡の証明 なお、証明を受けられないときは次のいずれかの添付書類が必要です。 - 埋葬許可証または火葬許可証の写し - 死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー - 亡くなった方の戸籍（除籍）謄（抄）本（原本） - 住民票など
○（申請書内に証明欄有）		
下記にあてはまる場合は添付書類が必要です。		
②	被保険者が亡くなり、被扶養者以外の生計を維持されていたご家族が申請する場合	- 住民票（亡くなった被保険者の死亡日及び被保険者の氏名が記載されたもの） - 住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実がわかる書類のコピーなど
③	被保険者が亡くなり、生計を維持されていたご家族がいない場合で、実際に埋葬を行った方が申請する場合	埋葬費用の領収書（原本）と明細書（領収書には支払った方の氏名が記載されていることが必須）
④	亡くなられた原因がケガによる場合	負傷原因届
⑤	第三者による傷病（交通事故等）の場合	第三者行為による傷病届

（※）記入用紙は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの保険証利用は、令和3年10月より本格運用が開始される予定です。

医療機関受診の際は、当分の間、マイナンバーカードだけでなく、保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等も併せて持参していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7229

おしえて！やまがたさん！



～「特定保健指導」
について～



【やまがたさん】

総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン



【おおたさん】

営業課の中堅社員。
おなかまわりが気になる。

1



今年に入ってから
体重が5kgも増えて
しまいました…

本当ですか!?
それは特定保健指導の該当に
なる可能性が高いですね!



2



特定保健指導って
何ですか?

協会けんぽの保健師・
管理栄養士が行う
健康サポートです。



3



健診結果を元に、生活習慣病の
リスクに応じたアドバイスを
受けられますよ。

専門家のアドバイスが
無料で受けられるなんて
嬉しいです!



4



後日

自分の生活習慣を見直す、
良いきっかけになりました!
野菜が足りないとのことなので、
さっそく野菜たっぷりの
スムージーを作りました!

良いですね!
まずはできることから
始めるのが大切ですよ。



特定保健指導で生活習慣を改善しましょう!

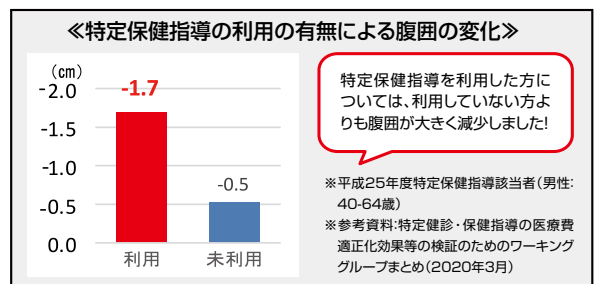
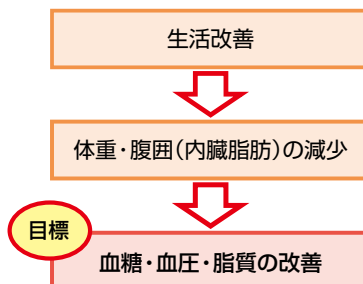
協会けんぽでは、健診結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善が必要な加入者の方々に、保健師や管理栄養士による無料の健康サポート(特定保健指導)を実施しております。事業所に特定保健指導の案内が届いた場合は、受け入れ等のご協力をお願いいたします。



特定保健指導の効果

特定保健指導を受け生活習慣の改善に取り組むことが、体重や内臓脂肪の減少につながります。その結果、**血糖・血圧・脂質の改善**につながります。

特定保健指導を利用して、生活習慣病のリスク要因の減少を目指しましょう!



【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 保健グループ 023-629-7235

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL.023-629-7226

協会けんぽ

検索

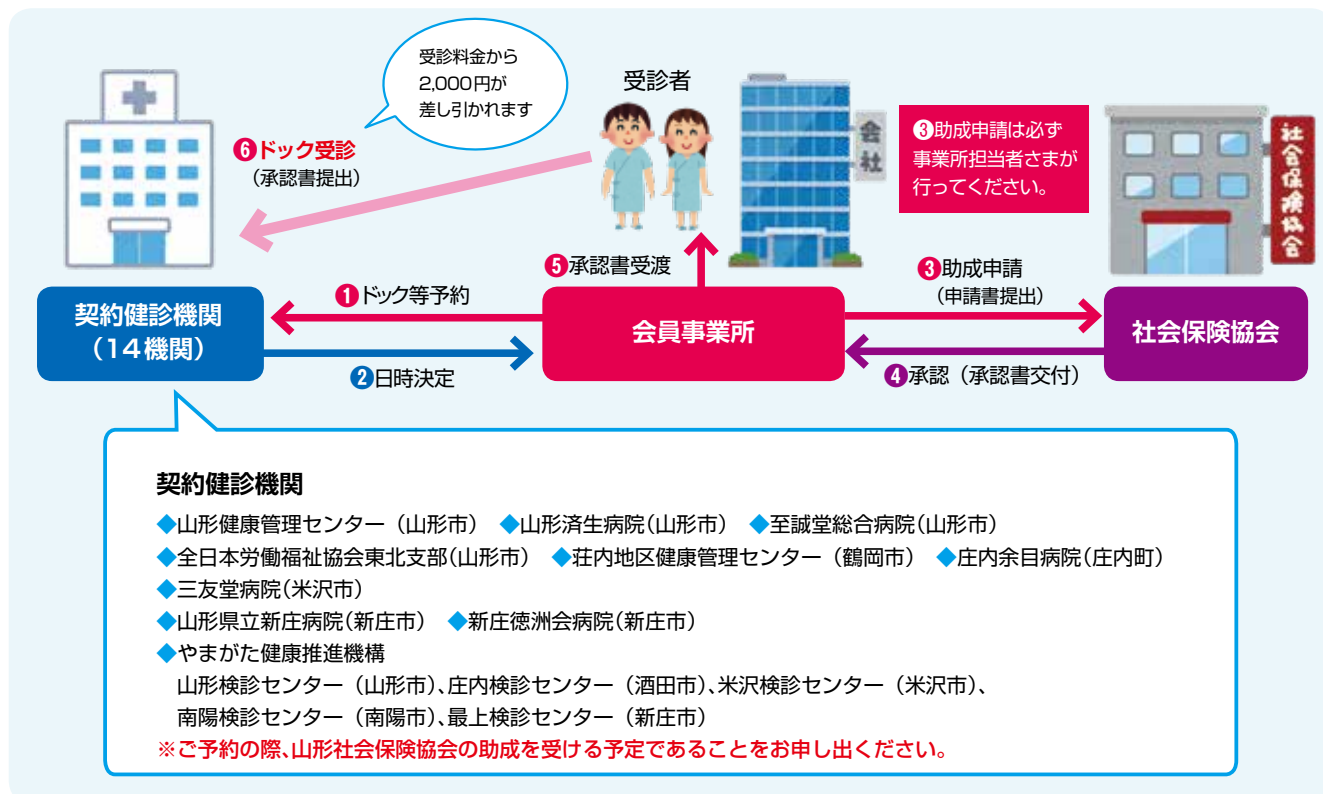
URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

人間ドック等の受診費用として2,000円を助成します

健康の維持・増進への意識の高まりや健康経営の実践により、人間ドックを受診される方が増えています。ドック等の健診費用が高額になることから、当協会では「人間ドック」、「PET検査」、「脳ドック」費用の一部を助成(2,000円)しています。(受診者本人が、2,000円以上の個人負担をする場合に限りです。)

なお、事業所で助成を受けられる人数は被保険者数の半数まで、かつ、1事業所当たり最大25名までです。

《契約健診機関で受診される場合の助成を受けるまでの流れ》



《契約健診機関以外で受診される場合の助成を受けるまでの流れ》

上記の図の契約健診機関で受診する場合の、①ドック等予約～④承認 (承認書交付) までは同じです。人間ドック受診の際、健診機関に「承認書」は提出いたしません。

人間ドック等の費用を、一旦全額支払っていただき、その後、領収書の写等を添付して当協会に請求していただきます。(請求用紙は、承認書交付時に当協会より同封いたします。)

健康保持増進事業助成金申請書は、6月中旬にお送りした協会費納入のご案内に同封しております。また、当協会ホームページからもダウンロードできます。

今年度の申請から、事業所さまの押印は不要です。ただし、申請はこれまでどおり事業所を通じてお願いいたします。

ご注意



お住いの市町村が行う人間ドック受診の場合、契約健診機関であっても窓口で受診費用を支払う時に、2,000円を差し引くことができない場合があります。その際は、契約健診機関以外で受診する場合と同様に、一旦全額を支払っていただき、その後に当協会に請求していただくことになります。

【会員事業所さま限定】「年金説明会」のご案内



定年退職などによりこれから年金を請求される方等を対象に、下記の日程で年金説明会を開催します。

年金事務所の職員が年金制度や手続きについてわかりやすく説明します。

資料代や参加費は無料です。

感染予防の観点(会場における3密を避ける)から、参加定員を縮小するとともに、当協会会員事業所の被保険者さまに限定(1事業所さま最大3名まで)させていただきます。

参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催を中止する場合があります。中止する場合には、当協会ホームページにて随時お知らせいたします。

開催地区	開催日	時間	会場	定員
置 賜	令和3年9月 4日(土)	13:30 ~ 15:30	長井市民文化会館	40名
山 形	9月25日(土)	9:30 ~ 11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)	55名
寒河江	9月26日(日)	9:30 ~ 11:30	寒河江市技術交流プラザ	20名
置 賜	10月24日(日)	13:30 ~ 15:30	伝国の杜 置賜文化ホール	40名
新 庄	10月30日(土)	9:30 ~ 11:30	最上広域交流センター(ゆめりあ)	20名
寒河江	10月30日(土)	9:30 ~ 11:30	東根市職業訓練センター	20名
庄 内	11月 7日(日)	10:00 ~ 12:00	東京第一ホテル鶴岡	40名
庄 内	11月13日(土)	10:00 ~ 12:00	ホテルリッチ&ガーデン酒田	50名
山 形	令和4年2月19日(土)	9:30 ~ 11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)	55名

一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況

令和2年度の事業結果と決算について承認されました。決算状況は以下のとおりです。

令和2年度正味財産増減計算書 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	2年度決算	前年度決算	比較増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	45,446,343	46,309,909	△ 863,566
(2) 経常費用	42,648,393	45,847,502	△ 3,199,109
当期経常増減額	2,797,950	462,407	2,335,543
2 当期一般正味財産増減額	2,797,950	462,407	2,335,543
3 一般正味財産期首残高	104,048,756	103,586,349	462,407
4 一般正味財産期末残高	106,846,706	104,048,756	2,797,950

※ 詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しております。

社会保険協会 支部からのお知らせ

健康づくり事業として、庄内及び置賜支部でゴルフ大会を開催します。参加をお待ちしております。

【庄内支部健康づくりゴルフ大会】	
日 時	令和3年9月12日(日) 8時まで集合
場 所	湯野浜カントリークラブ
参加費	2,000円
定 員	20名



【置賜支部健康づくりゴルフ大会】 (置賜地区社会保険委員会共催)	
日 時	令和3年9月7日(火) 8時30分まで集合
場 所	ボナリ高原ゴルフクラブ(福島県猪苗代町)
参加費	3,000円
定 員	16名

《申込方法》 各ゴルフ大会とも ①参加するゴルフ大会名、②事業所名、③参加者氏名、④年齢 を記載した申込書を各開催日の2週間前までにFAXにてお申込み願います。ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114

山形県社会保険協会

検索

URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



あじの韓国風お刺身サラダ

あじには不飽和脂肪酸であるDHA、EPAが多く含まれています。高い血流改善作用があることから、生活習慣病予防に役立ちます。



材料 [4人分] ◎1人当たりおよそ183kcal

あじ刺身用(三枚おろし)	A
.....4尾	おろしにんにく 少々
きゅうり1本	長ねぎ(みじん切り)
にんじん40g	大さじ4
大根260g	コチュジャン
	小さじ2
	ごま油 ... 小さじ4
	水、すりごま、しょうゆ
	各大さじ2

作り方

- ① あじは厚めのそぎ切りにし、Aをからめて5分くらい置く。
- ② きゅうり、にんじん、大根はそれぞれピーラーで長さ10cmくらいの薄切りにし、氷水にさつとさらして、よく水気をきる。
- ③ あじを皿に盛り、②を散らしAのタレをかける。



社会保険協会費 納入のお願い



山形県社会保険協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の周知・広報や社会保険事業の円滑な推進、会員事業所に勤務する被保険者及びその被扶養者(ご家族)の皆さまの健康と福利増進のため、各種事業を展開しております。広報誌「社会保険やまがた」の隔月発行、社会保険事務講習会の開催、指定施設利用の補助、人間ドック等の受診費用の助成などを行っており、これらの事業は納入いただいた会費で賄われています。

会員事業所さまにおかれましては、事業の趣旨にご理解賜り、令和3年度の会費納入につきましてよろしくお願い申し上げます。すでにお送りしております「払込取扱票」により、7月末日までの納入にご協力くださいますようお願いいたします。



●「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構

世代を**超**える。
今だからこそ、伝えたい。

「わたしと年金」
エッセイ
募集中

賞
・厚生労働大臣賞
・日本年金機構理事長賞
・優秀賞
・入選

応募締切
令和3年9月10日(金)

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
TEL: 0120-955-1111

令和3年度 わたしと年金 検索

主催 日本年金機構 協賛 厚生労働省 全国高等学校長協会 全国都道府県教育委員会連合会

共催 文部科学省